原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和3年9月3日付け令03原機(ふ)213をもって変更認可申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定を、別紙のとおり一部補正します。

#### 1. 補正内容

令和3年9月3日付け令03原機(ふ)213をもって変更認可申請した国立研究開発 法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定について、その内 容の一部を別添-1のとおり補正する。また、既に認可を受けている国立研究開発法人日 本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定に対し、一部補正を含め た内容を別添-2に示す。

#### 2. 補正理由

- (1) 廃止措置計画変更認可申請の一部補正に伴い,第5章設備維持管理第2節施設管理に 係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち,セメント混練固化装置の性 能及び機能維持の方法の記載を変更する。
- (2) 廃止措置計画変更認可申請の一部補正に伴い,第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち,原子炉補機冷却水ポンプの維持すべき期間に追記した中央制御室換気系を中央制御室換気系チリングユニットに変更し,冷却対象設備の明確化を図る。
- (3) 廃止措置計画変更認可申請の一部補正に伴い,第5章設備維持管理第2節施設管理に 係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち,圧縮空気系設備に追記した ユニット型空気圧縮機の「設備,維持台数,位置,構造等」について,基数のみの記載 に変更する。
- (4) 第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、セメント混練固化装置の詳細な仕様を追記したことに伴い、第7章廃棄物管理第29条第1項第1号の濃縮廃液の処理に関し、セメント混練固化装置による処理を行う旨追記する。

#### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定 補正前後比較表 (補正箇所のみ記載)

			. 1
補正前(令和3年9月3日付け申請)	補正後	備	考
第7章 廃棄物管理	第7章 廃棄物管理		
第1節 (省略)	第1節 (変更なし)		
第2節 固体状物質の管理	第2節 固体状物質の管理		
性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。 (1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に貯蔵保管する。 (2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。 (3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。 (4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等(以下「容器」という。)に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。 (6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。 イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域(以下「保管区域」という。)に貯蔵保管する。 ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。 の 制御棒については、使用済燃料貯蔵プールの側御棒用貯蔵ラックに貯蔵する。遮へいプラグについては、使用済燃料貯蔵プールの遮へいプラグ用貯蔵ラック又は使用済燃料に影響を及ぼさないよう未収容の使用済燃料用貯蔵ラックに貯蔵する。。	(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理) 第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。 (1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に貯蔵保管する。ただし、セメント混練固化装置を供用開始後は、貯蔵している濃縮廃液を固化材との混練により固化処理してドラム缶詰めし、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (2) フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。 (3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。 (4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等(以下「容器」という。)に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。 イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域(以下「保管区域」という。)に貯蔵保管する。 ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域(以下「保管区域」という。)に貯蔵保管する。 ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。 2 施管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体撤去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル 医分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。	・セメント混りついて追記する	固化処理に

注)補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

#### 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構。新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定。補正前後比較表 補正前(令和3年9月3日付け申請) 補正後 備考 (2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域 (2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域 に貯蔵保管する。 に貯蔵保管する。 (3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各 (3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各 建屋内の保管区域に貯蔵保管する。 建屋内の保管区域に貯蔵保管する。 3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変 3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変 更する必要が生じた場合には, 前項に基づき放射能レベル別に区分し, 管理する。 更する必要が生じた場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。 4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のもの 4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のもの に混入することがないよう管理する。 に混入することがないよう管理する。 5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。 5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。 6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す 6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す 標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取 標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取 り付ける。 り付ける。 7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には 7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には 必要な措置を講じる。 必要な措置を講じる。 (1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視 (1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視 するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 (2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認す (2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認す るため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 るため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項 8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項 を掲示する。 を掲示する。 9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域 9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域 に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対 (1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対 策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全 策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全 管理課長に依頼する。 管理課長に依頼する。 (2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上 (2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上 の注意事項を掲示する。 の注意事項を掲示する。 (3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ (3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ 月に1回保管量を確認する。 月に1回保管量を確認する。 10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量と 10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量と スカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果 スカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果 を施設管理課長に通知する。 を施設管理課長に通知する。 11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管(仮置き)された解体撤 11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管(仮置き)された解体撤 去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵 去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵 保管してはならない。 保管してはならない。

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

第3節~第5節(省略)

第30条~第32条の2(省略)

第30条~第32条の2(変更なし)

第3節~第5節(変更なし)

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前(令和3年9月3日付け申請)	補正後	備考
補正前(令和3年9月3日付け申請) 別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(1/11)~別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(5/11)(省略)		備 考

注)補正後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まれない。

		補正前(*	令和 3	年9月	月3日付	付けり	申請)							1	補正征	<del></del>							備考
	維持すべき期間**	廃棄物処理権屋排気筒の維 特光丁まで	復水器冷却水放水路の維持 発了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各種国及び構築物の汚染の 原表工事売了まで	使用済然萃の施設外への養 出売了まで	原子// (原子// (原子// ) (原原解体 ) (原子// ) (原原解体 ) (原子// ) (原子// ) (原原解体 ) (原子// ) (原子// ) (原原解体 ) (原子// ) (	野蘭している アギで	整備にため代替や担議館の 併用時心を は無機能を 等の 等の が が が が が が が が が が が が が		2 % HILL 19 - 4 0 - 4 - 4 - 4 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1	##797-5298JUL 主排気筒の維持完了まで	廃棄物心理建 開業物の理 連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関	復水器冷却水放水路の維持 売了まで	各種屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各建国及び構築物の汚染の 除去工事完丁まで	使用済燃料の施設外への機 出売了まで	原子が種屋の管理区域の解らずよいにアンドルの	東治   東では十字単簡単を   (7増元の)	<b>貯蔵している値水の</b> 技出売 「まで	整備に少の木器や油液腫の 年用開始だっ (療験機能強調機 総・中央制度を は、中央制度を イニート 大に、反映 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、反。 大に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		・代替冷却装置を設置す る設備のうち,「中央制 御室換気系」を「中央制
点検計画*1		回173岁1	回(1)世(1)	1年に1回	回い事「	回[本に]回	回 1年に回 1年に1回		回121歩1		点検計画*1	700.5.	1年(7.1回	回121歩1	回123妻1	回121歩1	1年に1回	1年に1回	回[た]目		1年以1		御室換気系チリングユニット」に変更し、冷却対象設備の明確化を図る。
	機能維持の方法 局体・校工及び警報動作状態の確 認により機能を維持する	点後・校正及び警戦動作状態の確 製により機能を推荐する	点検・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	点検・校正により機能を維持する	点後・校正及び警報動作状態の確認により機能を維持する	<b>点検・校正により機能を維持する</b>	外観点後により機能を維持する 外観点後により機能を維持する 外観点後により機能を維持する		系統の運転状態の確認により機能 を維持する		光十 少 群 那 8 8 8 8	neagurante かっかいた 点検・校正及び警報動作状態の確 概により機能を維持する	点検・校正及び警報動作状態の確 膨により機能を維持する	点後・校正及び警報動作状態の確 認により機能を維持する	点検・校正により機能を維持する	点後・校正及び警戦動作状態の確 認により機能を維持する	点検・校正により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する		系統の運転状態の確認により機能 を維持する		
1 1	正 記書報記で信及びその誤さること、警報動作が警報設定信及びその誤すること	・放射性物質の濃度を測定できる状態 であるにで 地震的に 対態できるに 大脆できるに	が料件物質の譲渡を測定できる状態 であること 撃器数位値において警報が発信する 状態であること	記録できること	警報動作値が警報設定値及びその 頻差範囲的で発生し、警報が正常に動 行すること	発電所周辺地域の環境モニタリングを えること	、放射性物質が漏えいするような有意な 環境がない、状態であること ・放射機能等の防止に影響するような 有意な損傷がない状態であること		運転量が指揮値を満足し、各部の運 ジ 原状態に異常のない いと		和	警報動作が警報設定値及びその誤 整範囲内で発生し、警報が正常に動作 すること	が野性物質の濃度を測定できる状態できるに できるに 静気設定値において警報が発信する 状態できるにと	・女子在参賀の鎌ﻮな型が行みる実際 でかること ・摩槃設所値において警察が発信する 実際でかること	気象観測データが記録できること	・警報動作値が警報設定値及びその 路差範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	・発電所周辺地域の環境モニタリングを 行えること	動質が漏えいするだない状態であるに	放射線障害の防止に影響するような 育意な損傷がない状態であること		運転量が基準値を満足し, 各部の運転状態に異常のないこと		
	水子による2000年 2000年	のできます。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	監視機能 ・・	· 警 配 租 機 能	*	漏えい防止機能 選へい機能 満入い防止機能 満入い防止機能 対し、機能	<b>宁酸機能</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		要求される機能	· 學學	機器の機能を受ける。	配視機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	監視機能	· 酷視機能	監視機能 **	漏えい防止機能 速へい機能 ・	漏えい、防止機能 運へい機能	<b>计</b> 機能	· 樂	•	
	X   X   X   X   X   X   X   X   X   X	廃棄物の理律固排気筒モニターストルター (大) ホーター (大) ホーター (大) 水 (大)	版水種モンタ ・ 基数:1-6 ・ 作間・ BRA ・ 作類: NO / TO / TO / TO / TE / TE / TE / TE / T		) =	To the China Per Asses	開発364mの上下影響44h1和 理響表現 世界表別 は	돈	原子存植機治地聚交換器 · 勘數: 題 · 化酸: 原子疗精助德國內 · 倫顯: 數量 口個多管式 原子香油酸溶剂水水之 · 二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		設備,維持台数,位置,構造等	海球にする ・海球に対して ・海球が高かったが、 ・東型高面:10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup> ・中型高面:10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup> ・中型高面:10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup> ・中型高面:10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup> ・行戦・球気高キータル ・中型部画:3.5×10 <sup>2</sup> ~3.5×10 <sup>2</sup> ・中型部画:3.5×10 <sup>2</sup> ~3.5×10 <sup>2</sup>			気象観測装置記録計 ・基数:1台 ・位置:中央制御室	ホータリングポスト*3 ・地鉄:16 ・行音・18 ・指電 Na (TI) ・指離 Na (TI)シン・チレーション ・単離 第 10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~1	器	34mの上下部鏡付き円筒 5種屋	元.r. //造 =/建屋	■ PFX	原子存植機治坦紫交換器 · 起教:1. 在實:原子存補對應關內 · 在實:原子存補對應關內 · 種類: 按面口筒分管式 原子盾構統治與六次· 一工數:1. · 在置:原子戶和與時國內 · 在置:原子戶和與時國內 · 指標: 接層面與泛流卷於之一 · 分會:1. 248m 3/h		
	ı	I	ı	ı	ı	1	1 1	ı	I		(屋)名称	ı	ı	ı	ı	ı	1	I	1	1	I		
性能維持施設(6/11)	X	<b>廃票</b> %処理建區排気筒 モニタ	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測設備(ただし、日本原子力発電株式会社教貿発電所兼用のものを 験質発電所兼用のものを 除く)	国企モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社教貿発電所兼用のものを除く)	放射能観測車(無線装置付)	原子石格約容器外面にファートを	重水柠槽	原子が推豫予判外ポンプ	(1 + 1/ 0) lise 294 + 44 70 0	世	土排気筒モニタ	路業物心理離醫排気部 ホーダ	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測設備(ただし, 日本原子力発電株式会社数質発電所表会社数質機式会社数質器の変換を配送を表します。 数質発電所兼用のものを除ぐ)	面在モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株 だし、日本原子力発電株 式会社教貿発電所兼用 のものを除く)	放射能観測車(無線装置 付)	原子炉格納容器	外周コンクリート壁	重水貯槽	原子が植機予却水ポン		
1 1/2	たでいた 単一次	屋外管理用の主要な設置					<b>横</b> 游	重水系	页子短袖機冷却系	7 H 7 A 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1	Pet Life   L		屋外管理用の主要な設備					44.		重水系	原子污槽機洛迪系		
別表第4 廃止措	K-Cl CA Carlo	放射機管理衝散					原子存格約施設。	100	から色原十智の器 属語数 正	17 17 apple 7 apple 12 apple 1	別表 男 4 第 1 指 指 指 報		放射線管理施設。					2000年8年17月日	以上が存むされた。	y provid	その他原子なの財 属態設 り		

注)補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前(令和3年9月3日付け申請)		補正後	備	考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (7/11) ~別表第4 能維持施設 (9/11) (省略)	廃止措置計画に基づく性	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (7/11) ~別表第4 廃止措置計画に基づく性能 維持施設 (9/11) (変更なし)		

注)補正後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まれない。

				補.	正前	(令和	13年	三9月	3 日	付に	ナ申詞	請)										補	<b>正</b> 後					備	考
できます。 日本 本本 世 本 本 大 マー・ 本本 東	各種屋及び構築物の汚染の 原去工事完丁まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各種屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	軽油 <i>タンクの</i> 供用が終了する まで	当該設備の消火対象物撤去 完了まで	各種屋及び構築物解体工事 着手まで	ユニット型空気圧縮機の供用 開始まで	換気設備解体撤去工事着手まで	放射性固体廃棄物の蒸気放	日ノーアが20版日売1まで ないが20版日売1ま 放料性固体廃棄物の使用済	然本野酸プーアからの機田 ボーまや	各種屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで		維持すべき期間*2	各建国及び構築物の汚染の 除去工事完丁まで	各種屋及び構築物解体工事 着手まで	合雄國及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	軽油 <i>タンクの</i> 供用が終了する まで	当該設備の消火対象物撤去 充了まで	各速屋及び構築物解体工事 着手まで	ユニット型空気圧縮機の供用 開始まで	換気設備解体撤去工事着手 まで	放射性固体艦乗物の蒸気放 出プートからの機田売了ま で	放射性固体廃棄物の使用浴 燃料貯蔵プールからの搬出 死了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで		
点検計画*1 頻度	回[2]卦[	1年に1回			り機能を維持する			回[2)由[	回1年42.1回	1	回了	1年に1回	検により機能を維持する	点檢計画*1	頻度	回[2]卦[	1年に1回			たり機能を維持する			回12) 卦1	1年に1回	1年に1回	1年に1回	食により機能を維持する		
機能維持の方法	通常時, 停電時の充電状態の確認 により機能を推持する	通常状態の確認により機能を維持 する			消防法に基づく点検に。			系統の運転状態の確認により機能 を維持する	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	44.44	学館に使いさど機能の推行する	外観点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく点		機能維持の方法	通常時, 停電時の充電状態の確認 により機能を維持する	通常状態の確認により機能を維持 する			治防治に基めへ点後に			系統の運転状態の確認により機能 を維持する	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく点		
報	交流電源要失時, 蓄電池側に正常に 370巻わること	・商業電源が喪失した場合に非常用照 i 明が点灯できる状態であること			早期の消火を行えること			設備の運転に異常がない状態である。 こと	・設備の運転に異常がない状態である。 お	<b>中庭棄物が漏えいし難い権治で</b>	And the state of t	04編えいし難い構造で	・装置の運転状態に異常のないこと・・ ・停止機能,プレーキが正常に動作すること	類		・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に 5円9巻わること	・商業電源が要失した場合に非常用照 明が。点灯できる状態であること			早期の消火を行えること			設備の運転に異常がない、状態である こと	・設備の運転に異常がない状態である。 こと	・放射性廃棄物が漏えいし難い構造で、あること	3編えいし難い構造で	・接置の運転状態に異常のないに ・停止機能, ブレーキが正常に動作す ること		
要求される機能	2.	1. 自機能 明	B知機能	<b>当火機能</b>	当火機能	当火機能	0期消火機能	田縮空気の供給機・調能	圧縮空気の供給機・調能	•		. ( ) 機能 ある。	・当 吊上げ・運搬機能 ・作 る	東大なたる機能	<b>東</b> 状される機能	100 任给機能	受明機能 明	報知機能	肖火機能	当火機能	肖人機能	初期消火機能	圧縮容気の供給機・電	圧縮空気の供給機・記 能	がくる機能を必要	通って機能	1. 日本の連続機能 6. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.		
設備,維持台教,位備,構造等	著電池 - 大 - 等数 - 254 - 位置: 原子存補助建屋内 - (種類: アランド共エバナイト権密封形 - 学館: 250のAF(10時間率)	非常用照明 · 基数:一式 · 位置: 建屋全域	自動火災報知設備 ·基教:一式 ·位置:韓醫全域	水消火設備 · 基数·一式 · 位置:棒屋全域	治消火設備 •基数:一式 •位置:摩屋全城	不活性ガス消火設備 (反酸ガス消火設備) ・基拠:一式 ・位置:建屋全城	可搬式消火器 ・基数:一式 ・付置: 静屋全域	空気圧縮機 ・	1/min 机压縮機 空気圧縮機小屋	Janin	が建屋内で建屋内で	・基数:一式・位置:然本計蔵プーン建屋内	グレーン設備・基数:一式	教服 雅力 经 化压 雅 雅 经	設備,維持台数,位置,構造等 #####	・ 神徳治 一次 ・ 神教: 24 ・ 位置: 原子が維助雑屋か ・ 位置: 原子が大子が推動建設・ ・ 容量: 2500AH(10時間率) ・ 種田:115V	并常用照明 ·基数:一式 ·位置: 建居全城	:BE:	水消火設備 •基数:一式 ·位置:建醫全域	泡消火設備 - 基数:一式 ·位置:建國全城	不活性ガス消火設備 (皮酸ガス消火設備) ・基数: ・式 ・位置:雑屋全城		74		出プール :: 一式 :: 原子好建屋内	使用済然料計蔵プール ・ 基数: 一式 ・ 位置: 然料貯蔵プーン離園内	グレーン設備 ・括教: 一式		型空気圧縮機 容量に関する する。
	田   田   田   日   日   日   日   日   日   日	I			I			ı	ı			I	_			所均用	I			I			ı	ı	ı	I	ı		
能維持施設(10/11) 設備(建屋)名称	実嗣 編	非常用照明設備			肖火設備				<b>工縮空気系設備</b>	971111111111111111111111111111111111111		<b>使用済燃料貯蔵プール</b>	クレーン設備	3く性能維持施設(10/11) ※編(建盟)名称	設備(建屋	是智難	非常用照明設備			消火設備			工籍空気系設備		蒸気放出プール	使用済燃料貯蔵プール	グアーン設備		
廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)       分	<b>非常用電源設備</b>				***************************************	各電所補助系設備		•	•		国体廃棄物の保管設備-		-	廃止措置計画に基づく性f 労働等の区分	設備等の区分	<b>非常用電源設備</b>	ı				発電所補助系設備				用/卡姆斯克·化口路地/电		1		
別表第4 廃止指施設区分	その 名画 経験 編権 影響					uff		主要な施設			==	1		別表第4 廃止構 施設区分	施設区分	みの色原子をの形 属階数						Company of Marie A	出海な難改	'	12				

注)補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

			補	正前(名	令和 3 <sup>4</sup>	<b>手</b> 9月3	日付け	申請)								補正後	2			備考
維持すべき期間*2	対象隔棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理売了まで	対象廃棄物の処理完丁まで	対象廃棄物の処理完丁まで		本學存擔大工事所 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	合権 国及び 構築物解体工事 着手まで			維持すべき期間*2	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理売丁共で	対象跳業物の処理売了まで	対参属業物の処理兆丁荘で		原子が領域及び生体謎へい	体解体散去工事発了まで	各 雄 屋及び 構築物解体工事 着手まで		
点検計画*1 頻度	1年に1回	回12)步1	回は掛け	回12)步1	回12)歩1	1年以目	1年に1  国	⟨	11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	点檢計画 **1	回[74代]回	(年に)  国	1年に1回	回[2]李1		年に  国	回[2]去[	回[2世紀]	\\ \\ \\	
機能維持の方法	外観点様により機能を確認する	外観点後により機能を確認する	外観点後により機能を確認する	外観点後により機能を確認する	直隔操作により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	<b>外製点検により機能を確認する</b>	実施することが困難な場合は高		機能維持の方法	外観点後により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	装置の運転状態の確認により機能 を維持する	遠隔線作により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	外観点検により機能を確認する	○実施することが困難な場合 法国	
益		が射性物質が漏えいするどうな有意な	聖職を介えた戦のでのようなできた。 大学は素菓・のお上に影響するような 有種な遺瘍がない、状態へやのした。	       	遠隔線作が可能であること	・放射性物質が濁えいするような有意な 編備がない、状態であること ・放射線度毎の防止に影響するような 有能な異傷がない、状態であること	・生能維持施設に電源を供給できる状態であること	投置工事等により, 当該年度内沿		拍		・放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射薬障害の防止に影響するような 有意な遺傷がない状態であること		・放射性物質が漏えいするような有意な 指傷がない、状態であること ・抜射機能等の防止に影響するような 有意な損傷がない、状態であること	運転状態に異常がないこと	遠隔操作が可能であること	・放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような 有意な損傷がない状態であること	生能維持施設に電源を供給できる状態であるたと		・セメント混練固化装置 の固化機能に関する性能 及び機能維持の方法の記
要求される機能	漏えい防止機能 選へい機能	漏えい防止機能 遮へv機能	漏えい防止機能 遮へい機能	漏えいら上機能 遮へv機能 固化機能	皮ばく低減機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 満えいび止機能 達へい機能 ・	電源供給機能	よる運転停止又は		要求される機能	漏えい防止機能 ごへい機能	漏えい防止機能 ごへい機能	漏えい防止機能 遮~い機能	漏えいりが止機能 ごつい機能	国化機能	破ばく恁.減機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	漏えい防止機能が悪っい機能	電源供給機能	よる運転停止又は	載を変更する。
設備,維持台数,位置,構造等		レベル2用モルタル 充填固化装置 3・1基数:一式	レベル1用廃棄体化が組・機送装置 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	七之八塔樓圖化装置 - 基款:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:基本:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			に1回実施(ただし, 点後・補修等に さるる お適用管理要領に基づき管理する 器類 器類		設備, 維持台製, 位置, 構造等	政容安定化処理装置 ·基数:一式	レベル2用モルタル充填固化装置 ・括数:一式	レベル1用腐棄体化処理・輸送装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イント部種圏化装置 ・揺敷:1基 ・活動・1番車 (空間) (空間) (空間) (空間) (空間) (空間) (空間) (空間)		· 結果: 際的分別報應又は機械 的切断接觸 扣移接體 用上げ接觸 用上げ接觸	解本用ゲーン ・ 基数:一式	· / · / · / · / · / · / · · / · · · · ·	C1回実施(ただし、点検・補修等に  C1回実施(ただし、点検・補修等にかる)   は選用管理要領に基づき管理する  保護	
国)名称	1	ı	1	1	1	1	1	6期とする1年の間で設備を開発できた。 高数管理機能に行ったける終了時期 用いる放射線計 用いる放射線計 に導入する設備 に導入する設備		)名称	1	ı	I	ı		ı	I	ı	6億とする1年の間に改善・	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)       施設区分     設備等の区分	凌容安定化処理装置	レベル2用モルタル充填 固化装置	レスシ1用廃棄体化処理・機送装置	セメント語練団化装置	14.41 CM 19.45; 17.10.10.17 C 15.1	1977年では、1978年では、1978年では、1978年では、1978年では、1978年には、1978年	<b>三种原理</b>	1年に1回:4月1日を始切とする1年の間に1回実施(ただ************************************	廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)	設備(建屋)名	減容安定化処理装置	レベル2用モルタル充填 固化装置	レベン1用腐棄体化処理・機送装置	セメント流練面化装置		原子炉倒塘递隔解体装		予備電源装置	   1年に1回:4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただ   1.付随する機器を施設管理要値に定める   2.維持すべき期間における終了時期は運用管理要領   8.34条の測定に用いる放射線計制器類   8.34条の測定に用いる放射線計制器類   8.5:廃止措置のために導入する設備   8.5:廃止措置のために導入する設備	
<b>背置計画に基づく性</b> 設備等の区分				I					置計画に基づく性	設備等の区分				1						
別表第4 廃止措施設区分				専ら廃止措置に必 要な主要装置*5					別表第4 廃止措	施設区分				<b>車ら廃止措置に必</b> 関な主要装置*5						

注)補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定 改正前後比較表 (改正箇所のみ記載)

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後 (補正後)	備考
		・変更認可申請を <u>下線</u> 及 び点線で示し、補正箇所 (令和3年12月17日付け 補正) (備考含む)を <u>二</u> <u>重下線</u> 及び点線で示す。
新型転換炉原型炉施設	新型転換炉原型炉施設	
原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	
<u>令和3年2月</u>	<u>令和 年 月</u>	・日付の修正
<u> 17年3 平 2 万</u>	<u> [] 作                                  </u>	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
敦賀廃止措置実証部門	敦賀廃止措置実証部門	
新型転換炉原型炉ふげん	新型転換炉原型炉ふげん	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まれない。

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後 (補正後)	備  考
第2章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	
(品質マネジメントシステム) 第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画 に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。	(品質マネジメントシステム) 第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画 に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。	
1.目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安の ための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規 則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	1.目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安の ための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則 第2号。以下「品質管理基準規則」という。)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向 上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	・略称を追記する。
2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は,原子炉施設において実施する保安活動に適用する。	2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。	
3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000: 2015品質マネジメントシステムー基本及び用語に従うものとする。 (1) 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。 (2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。 (3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。 (4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。 (5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。 4. ~8. (省略)	3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、 <u>品質管理基準規則</u> 及び <u>品質管理基準規則</u> の解釈並びにJIS Q 9000: 2015品質マネジメントシステムー基本及び用語 に従うものとする。  (1) 機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統 括部長及び契約部長をいう。 (2) 「部門長」とは、教賀廃止措置実証部門長をいう。 (3) 「実証本部長」とは、教賀廃止措置実証本部長をいう。 (4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。 (5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。  4. ~8. (変更なし)	・上記理由により、略称に変更する。

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後 (補正後)	備考
第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	
第1節(省略)	第1節(変更なし)	
第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議 並びにふげん安全・品質保証推進会議	第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議 並びにふげん安全・品質保証推進会議	
(中央安全審査・品質保証委員会) 第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。 (1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項イ原子炉設置許可の変更に関する重要事項ロ原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の変更に関する重要事項(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象) (3) 品質保証活動の基本事項(4) その他、理事長の諮問する事項 3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。 4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。 5 理事長は、審議結果を理事長に答申する。	(中央安全審査・品質保証委員会) 第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。 (1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項イ原子炉設置許可の変更に関する重要事項ロ原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画(以下「廃止措置計画」という。)の変更に関する重要事項(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)第129条に定める事象)(3)品質保証活動の基本事項(4)その他、理事長の諮問する事項3中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。4委員長は、審議結果を理事長に答申する。5理事長は、審議結果を尊重する。	・法令の正式名称を追記する。
第8条の2~第12条(省略)	第8条の2~第12条(変更なし)	

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後 (補正後)	備考
第5章 設備維持管理	第5章 設備維持管理	
第1節(省略)	第1節(変更なし)	
第2節 施設管理	第2節 施設管理	
(施設管理計画) 第23条 廃止措置計画の認可において,「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し,原子炉施設の安全を確保するため,その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して,以下の施設管理計画を定める。	(施設管理計画) 第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 <u>(以下「研開炉技術基準規則」という。)</u> を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。	・略称を追記する。
1. ~12. (省略)	1. ~12. (変更なし)	
第23条の2(省略)	第23条の2(変更なし)	
(設計管理) 第23条の3 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3(設計・開発)に従って実施する。 (1)保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項 (2)「研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4)設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第23条の3 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3 (設計・開発)に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項 (2) 研開炉技術基準規則の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。	・略称に変更する。
第23条の4~第23条の5(省略)	第23条の4~第23条の5(変更なし)	

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後(補正後)	備考
第7章 廃棄物管理	第7章 廃棄物管理	
第1節(省略)	第1節(変更なし)	
第2節 固体状物質の管理	第2節 固体状物質の管理	
(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理) 第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。 (1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。) に貯蔵保管する。 (2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。 (3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、粉末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。 (4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の股塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等(以下「容器」という。) に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管している可燃性固体廃棄物についても同様に実施する。 (6) 不燃性固体廃棄物は、種類・性状等に応じて次の処理及び貯蔵保管等を行う。ただし、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」については、第31条に基づき管理する。 イ 金属類については、仕分・切断等の処理を行い、必要に応じて除染処理、減容処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び別図第4に示す保管区域(以下「保管区域」という。) に貯蔵保管する。 ロ コンクリートについては、必要に応じて除染処理を行い、容器に詰め、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管する。 ハ 制御棒については、使用済燃料貯蔵ブールの調体に関マックに貯蔵する。遮へいブラグについては、使用済燃料貯蔵ブールの進へいブラグ用貯蔵ラックに貯蔵する。 2 施設管理課長は、前項第6号に定める処理及び貯蔵保管等を実施する場合、第20条において分別管理した解体放去物等、点検・定常作業等により発生した不燃性固体廃棄物、貯蔵庫及び保管区域に貯蔵保管している不燃性固体廃棄物については、廃止措置計画に定める「レベル1」、「レベル2」、「レベル3」及び「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の放射能レベル別に区分して管理し、保管区域については、放射能レベル区分に応じて次の各号に掲げる管理を行う。(1) 「レベル1」は、原子炉建屋の蒸気放出ブール及び燃料貯蔵ブール建屋の使用済燃料貯蔵ブール	(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理) 第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。 (1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に貯蔵保管する。ただし、セメント漫様固化装置を供用開始後は、貯蔵している濃縮廃液を固化材との混練により固化処理してドラム缶詰めし、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (2) フィルタスラッジは、フィルタスラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。 (3) 粉末状の使用済イオン交換樹脂は、特末廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。 (4) 粒状の使用済イオン交換樹脂は、性状ごとに粒状廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、液体廃棄物の廃棄設備の脱塩装置等から発生する粒状の使用済イオン交換樹脂については、必要に応じてドラム缶等(以下「容器」という。)に詰め、貯蔵庫に貯蔵保管する。 (5) 可燃性固体廃棄物は、雑固体廃棄物焼却設備により焼却減容して、焼却灰を容器に詰め、貯蔵庫に附蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管する。また、貯蔵庫に貯蔵保管するのが、 がまにまがまでで、焼り水のでで、	・セメント混練固化装置供用開始後の固化処理について追記する。

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは,変更事項に含まれない。

貯蔵保管する。

### 改正前(令和3年1月6日認可版)

- (2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に 貯蔵保管する。
- (3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各 建屋内の保管区域に貯蔵保管する。
- 3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要が生じた場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。
- 4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないよう管理する。
- 5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。
- 6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。
- 7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には 必要な措置を講じる。
- (1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。
- (2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。
- 8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。
- 9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。
- (2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。
- (3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。
- 10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。
- 11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管(仮置き)された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。

#### 第30条~第31条(省略)

(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)

第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定さ

(2) 「レベル2」及び「レベル3」は、あらかじめ指定する各建屋内の地下階の保管区域に

備

考

改正後(補正後)

- (3) 「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」は、あらかじめ指定する各 建屋内の保管区域に貯蔵保管する。
- 3 施設管理課長は、第1項第6号の処理及び貯蔵保管等に当たって、放射能レベル区分を変更する必要が生じた場合には、前項に基づき放射能レベル別に区分し、管理する。
- 4 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の貯蔵、処理等の過程で高濃度のものが低濃度のものに混入することがないよう管理する。
- 5 施設管理課長は、別表第11(15)及び(16)の記録を作成し、保存する。
- 6 施設管理課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固化した容器には放射性廃棄物を示す標識を取り付け、別表第11(16)の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を取り付ける。
- 7 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果が異常と認められた場合には 必要な措置を講じる。
- (1) 貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。
- (2) 粒状廃樹脂貯蔵タンク等における粒状の使用済イオン交換樹脂等の保管状況を確認するため、1ヶ月に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。
- 8 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の廃棄施設の目に付きやすい場所に管理上の注意事項 を掲示する。
- 9 施設管理課長は、放射性固体廃棄物の処理又は運搬に際し、放射性固体廃棄物を保管区域に貯蔵保管する場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 廃棄物による汚染の拡大防止措置及び一般公衆の被ばく防止等を考慮した安全確保対策を講じるとともに、貯蔵保管する廃棄物に起因する一般公衆の被ばく線量評価を安全管理課長に依頼する。
- (2) 保管区域は、柵等の区画物によって区画するとともに、保管区域である旨及び管理上の注意事項を掲示する。
- (3) 保管区域の貯蔵保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。
- 10 安全管理課長は、前項第1号の依頼を受け、貯蔵保管する廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量が一般公衆の被ばく線量評価上問題とならないことを確認し、その結果を施設管理課長に通知する。
- 11 施設管理課長は、第16条で定めた工事計画に基づき一時保管(仮置き)された解体撤去物等を除き、貯蔵庫及び保管区域のそれぞれの貯蔵容量を超えて放射性固体廃棄物を貯蔵保管してはならない。

#### 第30条~第31条(変更なし)

(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)

第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定さ

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後(補正後)	備	考
れるもの」(以下「放射能濃度確認対象物」という。)について、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。 (2) 前号の測定及び評価の結果、「製練事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。 (3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。 2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。 撤設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。 4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。 5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。	評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。  (2) 前号の測定及び評価の結果、「工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。  (3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。  2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。  3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。  4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。	・規則名称変更する。	変更に伴い変
第32条~第32条の2(省略)	第32条~第32条の2(変更なし)		
第3節~第5節(省略)	第3節~第5節(変更なし)		

	改正前(令和3年1月6日認可版)					備	
						7V用	与
	第9章 非常時の措置			第9章 非常時の措置			
	第1節 事前対策			第1節 事前対策			
第54条~第56条(省	略)		第54条~第56条(変	更なし)			
従事者(女子について ための要員(以下「緊 受け,所長の承認を得 (1) 次の表に定める 旨を,理事長に書 (2) 次の表に定める (3) 実効線量につい 害対策特別措置法領	受課長は,次の各号に掲げる全ての要件に該当する所では,妊娠不能と診断された者に限る。) から,緊急 な急作業従事者」という。) を選定し,各部長及び保	作業に従事させる 安主任者の確認を 事する意思がある いては、原子力災 第1項に規定する	従事者(女子について ための要員(以下「緊 受け,所長の承認を得 (1) 次の表に定める る旨を,理事長に (2) 次の表に定める (3) 実効線量につい 害対策特別措置法	課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所見は、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急に急作業従事者」という。)を選定し、各部長及び保証る。 緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に行いで申し出た者であること。 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 でもしまであること。 では、これであること。 では、これであること。 のは、これである。 のは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	作業に従事させる 安主任者の確認を 従事する意思があ いては,原子力災 原子力防災要員,	・略称を追言	<b>ごする</b> 。
分類	項目	時間	分類	項目	時間		
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法,身体等の汚染の状態の検査,保護具の性能及び使用方法等) 電離放射線の生体に与える影響,健康管理の方法	3時間以上	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法,身体等の汚染の状態の検査,保護具の性能及び使用方法等) 電離放射線の生体に与える影響,健康管理の方法	3時間以上		
緊急作業について	及び被ばく線量の管理の方法に関する知識 緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業について	及び被ばく線量の管理の方法に関する知識 緊急作業の方法	3時間以上		
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上		緊急作業の方伝 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上		
*1:第59条第1 び設備の取扱い	項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業に関する訓練と兼ねることができる。 旧する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。		*1:第59条第1 び設備の取扱い	項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業に関する訓練と兼ねることができる。 用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。			
	第2節 初期活動			第2節 初期活動			
ちに施設管理課長に通 2 施設管理課長は,次 全管理課長及び設備保	ての各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、	施設保安課長,安	ちに施設管理課長に通 2 施設管理課長は、必 全管理課長及び設備保	の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、	施設保安課長,安	・表現の見画	īL

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後 (補正後)	備考
れがあると判断した場合	それがあると判断した場合	
(2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合	(2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合	
第61条~第62条(省略)	第61条~第62条(変更なし)	
第3節(省略)	第3節(変更なし)	
第4節 原子力災害発生時の措置	第4節 原子力災害発生時の措置	
(原子力災害発生時の措置)	(原子力災害発生時の措置)	
第66条 <u>原子力災害対策特別措置法</u> に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該 措置を優先する。		・略称に変更する。

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

		改正前(名	令和3年1月	16日認可版	)					Ţ.	女正後 (補正	後)			備  考
画 頻度 維持すべき期間	年に1回   各建居及び構築物の汚染 の除去工事完了まで	年に1回   管理区域の解除完了まで	年に1回  使用済際料の施設外への  機出完了まで	年に1回 各種屋及び構築物の汚染 の除去工事完了まで	年に1回 管理区域の解除完了まで	放射能機度確認対象物の 年に1回 放射能機度の確認完了ま で		画 頻度 維持すべき期間	年に1回 各建屋及び構築物の汚染 年に1回 の除去工事完了まで	年に1回 管理区域の解除完了まで	年に1回   使用済燃料の施設外への  機出完了まで	年に1回 各種屋及び構築物の汚染 の除去工事完了まで	年に1回 管理区域の解除完了まで	放射能濃度確認対象物の 年に1回 放射能濃度の確認完了ま で	
点検計で機能維持の方法	点検・校正により機能を維持する 1.7	点検・校正により機能を維持する 1.	点検・校正により機能を維持する 1.	点検・校正により機能を維持する 1/	点検・校正により機能を維持する 12	点検・校正により機能を維持する 12		点検討「機能維持の方法	点検・校正により機能を維持する 1	点検・校正により機能を維持する	点検・校正により機能を維持する 1	点検・校正により機能を維持する 1	点検・校正により機能を維持する 1	点検・校正により機能を維持する 1	
要求される機能	測定機能	測定機能	監視機能	測定機能	測定機能	測定機能		要求される機能	測定機能	測定機能	監視機能	測定機能	測定機能	測定機能	
維持すべき仕様・性能	測定用機器(放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理) 管理) ・6c半導体検出装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台	<ul> <li>放射線測定器</li> <li>・ 体表面モニタ: 2台</li> <li>・ 放射性高型量率サーベイメータ: 10台以上</li> <li>・ 放射性汚染サーベイメータ: 10台以上</li> <li>・ ブラステッグンチレーション計数装置: 1台</li> <li>・ TAS (Ag) シンチレーション計数装置: 1台</li> <li>・ 液体シンチレーション計製装置: 1台</li> <li>・ 中性子サーベイメータ: 1台</li> <li>・ 日本子サーベイメータ: 1台</li> <li>・ 日本子サーベイメータ: 1台</li> </ul>	車載放射線測定器 • 空間線量率計:1台	・Ge半導体検出装置:1台	- 熱ルミネセンス線量計測定装置:1台	・放射線測定装置(クリアランスモニタ):1台	を実施する放射線計測器	維持すべき仕様・性能	測定用機器(放射性液体廃棄物管理及び放射性気体廃棄物管理)で4年 ・16年等体験出装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台	が射線測定器 ・体表面モニタ:2台 ・y線用線量当量率サーベイメータ:10台以上 ・対象性化液サーベイメージ:10台以上 ・ブラスチックシンチレーション計数装置:1台 ・2nS(Ag) シンチレーション計数装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台 ・液体シンチレーション計測装置:1台 ・一世子サーベイメータ:1台	車載放射機測定器 • 空間線量率計: 1台	· Ge 半導体検出装置:1 台	• 積貸型線量計測定装置:1台	<ul><li>・放射線測定装置(クリアランスモニタ):1台</li></ul>	・熱ルミネセンス線量言測定装置の生産終了に伴い代替品へ更新する。
1000 (1000)   1000   10	(2) 分析用放射線測定装置 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	カ 株帯用及び半固定放射 線検出器	TEM -	分析用放射線測定装置 •		ı	条に定める安全管理課長が点検を実	(建屋) 名称	分析用放射線測定装置	が帯用及び半固定放射 線検出器	I	分析用放射線測定装置	携帯用及び半固定放射 繰検出器	ı	
設備 (建屋)	放析線監視設備 (別表4に含まれ グ ろ)	放射線監視設備 (別表4に含まれ。 る)	放射能観測車 (無線装置付) (別表4に含まれ る)		0.文约	I	4 9	影備 (後	放射線監視設備 (別表4に含まれ る)	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	放射能観測車 (無線装置付) (別表4に含まれ る)		放射線監視設備	1	
幾田	放出管理用	放射線管理用	+₹' N°	绿埯儖視用		廃棄物管理用	別表第3 第	用途	放出管理用	放射線管理用		操境監視用		落棄物管理用	

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後 (補正後)	備考
改正前(令和3年1月6日認可版) 別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(1/11)〜別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(5/11)(省略)		備考

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

		改正前(	令和 3	年1	月6日認	8可版	()							改正後	<b>发(補</b>	i正後)						備考
2*	主排気筒の維持完了まで	廃棄物処理建屋排気筒の推 特完丁まで	復水器冷却水放水路の維持 汽丁まで	各建国及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各種歴及び構築物の汚染の 除去工事売了まで	使用済燃料の施設外への搬 出売了まで	原子存権屋の管理区域の船 除完了まで(原子好雄屋解体 に準式る)	貯蔵している重水の技出完 Tまで	数値につける対数値の 採用開始まで	 	維持すべき期間*2	主排気筒の維持光下まで	廃棄物心理維監排気筒の維 神光丁まで	復水器冷却水放水路の維持 発了まで	各種屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各建屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	使用済燃料の施設外への搬 出完了まで	原子が離屋の管理区域の解発を表します。	r を マチャ	貯蔵している重木の抜出光 アまで	数価にどの代替各均装置の 存用開格まで (蒸発薬施装置塗縮器復大 強、共無関連機械を注記。 ズエニントドン・収集パン ア・廃板収集パンプ及びレー ル水高速令に系権職ポンプ	<ul><li>・代替冷却設備から代替 冷却装置に名称を変更する。</li><li>・原子炉補機冷却系の代</li></ul>
点檢計画*1	回(2)专1	回12)专门	回(2)世代	1年に1回	回は歩い	1年に1回	1年に1回 1年に1回		1年代1回		点檢計画*1 頻度	回173本1	回江地	回17世1	1年に1回	回();歩1	1年に1回	回[2]歩[	1年以1回		回[计本]	替冷却装置を導入する対象設備を追記する。 ・代替冷却装置を設置する設備のうち,「中央制
機能維持の方法	点後・校正及び警報動作状態の適 部により機能を維持する	点後・校正及び警報動作状態の適 部により機能を維持する	点検・校正及び警戦動作状態の確認により機能を維持する	京検・校正により機能を維持する	点検・校正及び警報動作状態の確 器により機能を維持する	交正により	外観点後により機能を維持する 外観点後により機能を維持する		体表の運転状態の確認により機能 合業サーム		機能維持の方法	点体・校正及び攀破動作状態の強 既により機能を維持する	点後・校正及び警戦動作状態の確 認により機能を維持する	点検・校正及び警戦動作状態の確 認により機能を維持する	気検・校正により機能を維持する	点検・校正及び警報動作状態の確 認により機能を維持する	気検・校正により機能を維持する	<b>外観点検により機能を維持する</b>	ト観点後により機能を維持する		系統の運転状態の確認により機能 を維持する	御室換気系」を「中央制 御室換気系チリングユニ ット」に変更し、冷却対 象設備の明確化を図る。
報	警報動作が警報設定値及びその網 整報用内で発生し,警報が正常に動作 すること	がお中生的質の濃度を測定できる状態 おること 対解であること	が射性物質の濃度を測定できる状態 であること ・警報設に値において警報が発信する 状態であること	気象観測データが記録できること	   機械動作値が警報設で値及びその   供送範囲内で発生し, 警報が正常に動   行すること	モニタリンがを	・放射性物質が漏えいするような有意な <sup>グ</sup> 指傷がない状態であること ・放射線障事の防止に影響するような 有策な損傷がない状態であること		運転量が整備を適足し、各部の運 ※ 欧状態に馬羊のないた		型 型	警報動作が警報設定値及びその観 終範囲内で発生し,警報が正常に動作 すること	が要性性的質の濃度を割消でから状態 ためらに ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・女学社参賀の譲渡や部所らから実際であること。 であること ・学業別に信において警察が発信する 決額でもるころ	気象観測データが記録できること	・警報動作値が警報設定値及びその 誤路範囲内で発生し、警報が正常に動 作すること	発電所周辺地域の環境モニタリングを すえること	・放射性物質が漏えい。するような有意な 損傷がない状態であること			電転量が基準値を満足し、各部の運 3 5状態に異常のないこと	
要求される機能	整視機能 3.3%	。 。 。	監視機能・	監視機能	監視機能	1 1	置~い機能 漏えいび止機能 適~い機能	貯蔵機能	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		展示される機能	監視機能	開機を開発を表しています。	監視機能	監視機能	監視機能	監視機能	漏えい防止機能 選へい機能	漏えい防止機能 ゴヘい機能	貯蔵機能	· ·	
設備,維持台教, 位置, 構造等	ダストモニタ ・	廃棄物心理建屋排気筒モニタ ・基数:10年 ・ 建数: Na(TI)シンテレーション ・ 計測範囲:10 <sup>1</sup> ン・10 <sup>5</sup> s <sup>-1</sup> トリテウムモニタ ・基数:11-6 ・種類: 電解: ・ 計測範囲:3.5×10 <sup>2</sup> ~3.5×10 <sup>2</sup>	放水槽モニタ ・基数:1台 ・位置: BA ・種類:Nal(TI)シンチレーション ・非治・解用:1-1 ^ 1 ^ 1 ^ 1 。	fleogation:10 -10 5 気象観測装置記録計 ・基数:1台 ・位置:中央制御室	キータリングボスト*** ・基禁:1台 ・行言: 隔離:1台 ・作言: 開選:Nat(TI)シンチワーション ・半週範囲:10~10° n.cy/n.	:下部鎌付き円筒		正是,亦,下,卒至至 重水时情 , 基数:2基 ,位置,顶于好浦以难器内 ,植壤,横雕口筒形 ,突量,75m,%之票	原子/存植機等均數交換器・基数・1基一基数・1年子種均離 20年 1年		設備,維持台黎,位置,構造等	ダストモニタ ・指数: 上級(南モニタル) ・信仰: 参照(南モニタル) ・音楽(南モニタル) ・野巡航田: 10 1~10 s 1 り9・シム・ニタ ・活数: 10 m 1 c 1 c 1 c 1 c 1 c 1 c 1 c 1 c 1 c 1	商業物の組建屋排気筒モニタ ・	放水槽モニタ ・路敷:1台 ・位置:陽外 ・種類:Na(TI)シンテレーション ・手弾・第甲:10 <sup>-1</sup> -ハ <sup>0</sup> ・1	気象観測装置記録計 · 基数:1台 · 位置:中央制御室	ホータリングポスト*3 ・ 撮験:1 16 ・ 佐電: 慶外 ・ 補償: Nat(TD)シン・チフーション ・ 単治 無間: 10 (TO)・ア	車載放射線測定器 - 基数:一式	直径36m,高さ64mの上下部緩付き円筒 型網板製 ・基数:1基 ・位置:原子行準屋	鉄筋コングリート造 ・基数:1基 ・位置:原子炉建屋	重水貯槽 主数:2基 ·位置:原子炉補助雞屋內 ·種類:稍管円筒形	原子存権機合割勲交換器 ・基数・1基 ・位置・12年で補助建屋内 ・位置・12年で補助建屋内 ・運転・増工 所参省式 原子存補機冷却水ポンプ ・主数・12年の構造を ・位置・15年が相談権屋内 ・・運搬・横置両吸込渦巻ボンプ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
各条	I	I	ı	ı	ı		1 1	ı	I		斧	1	1	ı	-	I	1	I	I	1	I	
能維持施設(6/11) 設備(建屋)名称	主排気筒モニタ	原薬物心理建屋排気筒 モニタ	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測設備(ただし、日本原子力発電株式会社教資発電所表会社教育発電所表会社教資発電所兼用のものを察(*)	国定モニタリング設備(ただい、日本原子力発電株式)、日本原子力発電株式会社致貿発電所兼用のものを除く)	放射能観測車(無線装置付)	原子合格を容器を関いてクリート階を	重水時槽	原子が補機済却水ボン	(17/3) は 幸 井 歩 歩	Errett/metx (9/11/   設備(建屋)名称	主排気筒モニタ	落業を心理維度を指する。	復水器冷却水放水路の 放水槽モニタ	気象観測設備(ただし,日本原子力発電株式会社教資発電所兼用のものを発送を表す条件)	固定モニタリング設備(ただし、日本原子力発電株式会社教質発電所兼用のものを除く)	放射能觀測車(無線装置付)	原子炉格納容器	外周コンクリート壁	重水貯槽	原子が種機冷却水ボンブ	
別表第4 廃止指置計画に基づ<性能維持施設(6/11) 施設区分 設備等の区分		島外管理用の主要な設 備					期難	重水系	原子炉精機冷却系	まれて、世代田市銀井	95.11.7日   自 日 国 (		屋外管理用の主要な設備					共樂	四(4)	<b>重</b> 水系	原子存權機冷却系	
別表第4 廃止相 輸設区分		放射線管理施設					原子好格納施設。		本の他原子炉の海蘭糖酸	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	加水 掛牛 第二十 植数区分		放射線管理施設					四十五枚数等審問	/개 구·// 수술·제 / 개리 (12)		その他原子炉の附 属施設	

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

			改正前	(令和:	3年1月6日記	忍可版)									改正征	後(補正後)					備	考	
* 5 世界 * 7 小野 # 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	原子が補機や対系の設備についた著名が表現を表現を表現を表現を	重水系・ハリンム系解体権士 工事並びに原子が領域及び 生体語へい体解体権士工事 完了まで	原子信権屋の汚染の除去工 事着手前まで		原子学補助建屋の汚染の除去工事着手前まで		原子が補助準屋の重水系・へりなる系解体撤去工事完了ます。	■大系・ヘリウム系解体微法 工事並でに原子を密与及び 生体値へい体解体能去工事 光丁まで			3年4時づからかがり	原子行権権各地系の数値に どの代替や担装置の供用関格状で	重水系・ヘリウム系解体撤去 工事並びに原子が領域及び 生体遣へい、体解体撤去工事 完了まで	原子が建屋の汚染の除去工事者手前まで	ı	原子が補助権量の汚染の除せ工事者手前まで	I	原子炉補助建屋の重水系・ へりかム系解体撤去工事完了 まで	重水系・ヘリウム系解体機去 工事並むに原子が領域及び 生体遣へい、体解体機去工事 光丁まで			設備から付名称を変り	
点検計画*1細度	30.00円 1年に1回	1年心目	回121季1	回173卦1	回17李1	1年に1回	1年に1回	回17李1	1年に1回		点検計面 <sup>*1</sup> 頻度	回に対表し	1年に1回	미121화1		回江步1	「年に」回	1年に1回	回[2]數1	回はは			
雑能維持の方法	wateringの元子 系統の運転状態の確認により機能 を維持する	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認 により機能を維持する	外観点後により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認 により機能を推持する	外側点後により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態における負圧確認により機能を維持する	系統の運転状態の確認により機能を推持する	外観点検により機能を維持する		機能維持の方法	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認 により機能を維持する	外御点検により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態の確認 により機能を推移する	外観点検により機能を維持する	送風機・排風機の運転状態におけ る負圧離認により機能を維持する	系術の運転状態の確認により機能 を推持する	外観点検により機能を維持する			
和		運転量が基準値を満足し、各的の運 St状態に異常のなったと	常気レケン及び参索レインの通転に 現者がない。大概のやかいた				・治気ノァン、排気ファン及びノロア等の運転に異常がない、状態であること				4 能	通标量が推進値を満足し、 条紙の運	建式型の発生である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	参ダファン及び参索ファンの運転に 馬達がない。大のであったが				給気ファン、排気ファン及びプロア等 の運転に異常がない状態であること					
要求される機能	徐熱機能	<b>条</b>	公気浄化機能 拡散防止機能	<b>好出低減機能</b>	空気净化機能 拡散防止機能	<b>坎</b> 田低減機能	拉散防止機能	效出低減機能	貯蔵機能 放出低減機能		要求される機能	<b>济教····································</b>	希釈放出機能	<b>公気冷化機能</b> 拡散防止機能	<b>坎</b> 出岳濱城能	<b>空気净化機能</b> 拡散防止機能	校出係減機能	<b>広散防止機能</b>	放出低減機能	野蘭機能 放出低減機能			
設備,維持台教,位置,構造等		- 容量:1,650m³/h 男子が補機等知能水ボンブ - 基数:1-6 - 企置: 原外 - 一種型:1,650m³/h - 一種型:1,650m³/h	送風廉 ・ 起撃: 2.4 ・ 右翼: 2.4 ・ 右翼: 2.4 ・ 右翼: 3.0,000m.3/h ・ 地類: 3.0,000m.3/h ・ 地数: 2.4 ・ 行性: 3.0,000m.3/h ・ 右翼: 3.0,000m.3/h ・ 右翼: 3.0,000m.3/h	イルタコニット ・基数:1周 ・位置: 原子が補助確園内 ・種類: アレンイルター, 高性能フィル ゲー内 職		アイルタニント ・ 基準:2基 ・ 位置:原子が補助建屋が ・ 確整:アンアムシター、 高性能アイル ・ 容量:126:600m <sup>3</sup> /h		プロア ・位置:原子存補助確監内 ・位置:原子存補助確監内 ・確認:たて型速心式 ・発量:1,110Nm <sup>2</sup> /h ・発養: ・基款:2基 ・位置:原内部型 ・管量:2.2m <sup>3</sup>	E.		設備,維持台数,位置,構造等	原子が維養を担衛大パンプ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	原子を推議を到海水ボンプ ・基数1.4 ・位置・監督1.6 ・管理・監督がボンプ・管理・工作ので置いてので置いてのです。		イルタコニット・ ・地数:1地 ・位置:原子が新野雑園内 ・種類:アンスルター, 単在能フィル ・学一方蔵 ・容量:60,000m <sup>2</sup> /h	送風器 ・超繁:2台 ・存置:7年7年海野藤園内 ・衛星:161.900m <sup>3</sup> /h ・発展:2台 ・存置:7年7年海野鹿内 ・存置:7年7年海野鹿内 ・存置:7年7年海野鹿内 ・作置:7年7年海野鹿内 ・衛星:168.800m <sup>3</sup> /h	イルタコニット ・基数・20 ・仕種:原子が補別確固内 ・価値:アフェインター・原在能フィル ダード類・25、660m.3/h	重水系及びヘリウム系各室 ・位置:原子好補助建屋内	プロブ 位置:原子存補助確監内 ・循環:た型速心式 ・容量:1,110Nm <sup>3</sup> /h 吸着密:と ・透報:と ・透鏡:たで種間管型 ・確類:たで種目管型				
<b>分</b>			7P( #%	IN	, A	N	<u> </u>	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	€		名称	Ę,	<u> </u>	78 <del>48</del>	133	78 49	137	ind	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>			
E維持施設(7/11) 設備(建屋)名称		原子行権機や却系権水パンプ	五十万華 國被 公米				原子存補助米院被欠米	75.		b維特施設(7/11)	設備(建屋)名称	<b>光斯炎斯炎斯克</b> 子區	가 가 HPONETI JAPAN IBANA	原子が韓國幾気系				原子炉補助系統換気系	707.				
廃止指置計画に基づく性能維持施設(7/11)         分       製備等の区分		海水系			<b>黎</b> 外股價		·			別表第4 廃止措置計画に基づ<性能維持施設(7/11)	設備等の区分	-	衛大刹			故気設備							
別表第4 廃止捐施設区分					トの右原子宮の附属補数					別表第4 廃止	施設区分					その他原子庁の発属階数							

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前(令和3年1月6日認可版)	改正後(補正後)	備  考
改正前(令和3年1月6日認可版) 別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(8/11)〜別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(9/11)(省略)		備考

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

					改	正前	「(令	和 3 4	年1,	月 6	日認	忍可)	版)									改〗	E後	(補工	E後)	)			備考
	維持すべき期間*2	合権 ■及び 構築物の 済装の 除去工事完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	各種屋及び構築物解体工事 着手まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	軽油タンクの供用が終了する まで	当該設備の消火対象物撤去 完了まで	各建量及び構築物解体工事 着手まで	換気設備解体撤去工事着手まで	放射性国体廃棄物の蒸気放出プールからの報用等下す	おおれ田休藤梅珍の伊田浴	がが1年国子部業を2万五分 教萃門観プーアからの表出 作了まで	各建園及び構築物の汚染の 除去工事完了まで		維持すべき期間*2	合権區及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	各種屋及び構築物解体工事 着手まで	各種屋及び構築物解体工事 等主まで	各建园及び構築物解体工事 着手主で	軽油タンクの供用が終了する	T paging and a new companies at the page of the page o	当該設備の消火対象物限去完了まで	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで	換気設備解体散去工事着手まで	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了ま	放射性固体廃棄物の使用浴 然料貯蔵プールからの搬出 光丁まで	各種屋及び構築物の汚染の 除去工事完了まで	・空冷式のユニット型空 気圧縮機設置に伴い追記 する。 ・ユニット型空気圧縮機
:	点検計画*1 頻度	1年に1回	回[2]歩[			より機能を維持する			回[2]卦[	年代   10		1年に1回	点検により機能を維持する	1 ※ HE 1 개 중앙 노	点検計画*1 頻度	1年に1回	回[2]专门			次十四条件分类的	- e- v-/we de c. ret 1 y 's)			1年に1回	1年に1回	1年以回	年に1  回	気検により機能を維持する	の設置に伴い、空気圧縮機の維持すべき期間を変更する。 ・ユニット型空気圧縮機の位置を変更ない。
	機能維持の方法	通常時, 停電時の充電状態の確認 により機能を維持する	通常状態の確認により機能を維持 する			消防法に基づく点検に			系統の運転状態の確認により機能 を維持する	大器は存み、まない。この機能を維持する		<b>ト観点検により機能を維持する</b>	労働安全衛生法に基づく点		機能維持の方法	通常時, 停電時の光電状態の確認 により機能を維持する	通常状態の確認により機能を維持 する			ご塾中 ブア 井 ご扶 当 戻			-	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	系統の運転状態の確認により機能 を維持する	外観点検により機能を維持する	外観点検により機能を維持する	労働安全衛生法に基づく	の位置及び容量に関する 事項を削除する。
	和	・交流電源要失時、蓄電池側に正常に 辺り替わること	・商業電源が喪失した場合に非常用照 追明が点灯できる状態であること			場の消火を行えること			備の運転に異常がない状態である	射性廃棄物が漏えいし難い構造で		放射性廃棄物が漏えいし難い構造で ちること	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能, ブレーキが正常に動作す ること	1 1	報	な活電源療失器,整電池側に圧削に 300替かるに	・商業電源が要失した場合に非常用限 明が点灯できる状態であること			コヨの当づからレストフ	リーでくてはいた。			の運転に異常がない状態である	・設備の運転に異常がない状態である こと	・放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること	・放射性廃棄物が漏えいて難い権法であること	装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作す ること	
	要求される機能	·3	· 雇 · 雇 · 国	及知機能	当大機能	当火機能 · · ·	当人機能	0期消火機能	田縮空気の供給機・設能	2番巻	(A)	・	・3 円上げ・運搬機能 ・6		要求される機能	電源供給機能力	照明機能 朗	報知機能	肖大機能	当火機能		肖大機能	切期消火機能	気の供給機	圧縮空気の供給機・	題へて機能が	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吊上げ・運搬機能・	
	設備, 維持台教, 位置, 構造等	番電池 一式 ・結教:25 ・指数:25 ・指数:25-25/24 ・発量:25-26/24(10時間率) ・第重:25-26/24(10時間率)		自動水災賴知設備 ·基数:-式 ·位置:韓屋全域	水消火設備 ·基数·一式 ·位置:建屋全城	沿消火設備 ·基数:一式 ·位置:韓屋全域	不活性ガス消火設備 (炭酸ガス消火設備) ・野教・一式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 20	公内 Table 11 を 公外 Table 12 を ・		·位置:原子好建屋内 市田洛教科印播之一:	5.用分泌や対しアール ・	クワーン設備 ・		影備,維持台教,位置,構造等	・ 結後: 2計 ・ 結後: 2計 ・ 佐僧: 原子が補助離臨り ・ 種類: フランド式エボナイト槽密封形 ・ ・ 発伸: 2,500AH(10時間繰) ・ 毎日: 1: にい	· 电压: 113v 排落用照明 - 基数: 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		沿消水設備 - 站数: 一式	·位置:建屋全域 不活性ガス消火設備 (元素-47-37) - 32 (1980)	(長慶ガス肖火散備) ・基数:一式 ・位置:建屋全城	可搬式消火器 • 掛数:一式 • 位置: 韓屋全域	空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン離屋内 ・容量:11.5m3/min		蒸気放出プール ・	使用浴燃料時酸プール ・基数:一式 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内	グアーン設備 ・	
-		11111111111111111111111111111111111111		m	K	<i>A</i>	I K O	Ιŭ		#155			1			- 光内用	ı		•	ı		•		,	_	I	ı	ı	
○	設備(建屋)名称	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	非常用照明設備			消水設備			圧縮空気系設備	粉を安王よーラ		使用済燃料貯蔵プール	グアーン設備	能維持施設(10/11)	設備(建屋)名称	吳歸鄉	非常用照明設備			現れると	THE STATE OF THE S			圧縮空気糸設備		蒸気放出プール	使用済燃料貯蔵プール	グアーン設備	
廃止指置計画に基づく性値	設備等の区分	非常用電源設備	I				発電所補助系設備				国体廃棄物の保管設備、		ı	指置計画に基づく性:	設備等の区分	非常用電源設備	1					発電所補助系設備					固体廃棄物の保管設備	ı	
別表第4 廃止措	施設区分	その 名所 手 に を を を を を を を を を を を を を						主要な施設		•				<u> </u>	施設区分	その他原子炉の附属権勢	All the All th						土屋な施門						

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

			改	正前(	令和3年	₹1月6	日認可	「版)						Ē	改正征	後(補]	E後)			備考
2 を発生を	対象廃棄物の処理売了まで	対象廃棄物の処理先了まで	対象落葉物の池理完了まで	対象廃棄物の処理売了まで	回写在商品的大大大学	本解体撤去工事売了まで	各種園及び構築物解体工事 着手まで			維持すべき期間*2	対象廃棄物の処理完了まで	対象廃棄物の処理発了まで	対象廃棄物の処理売丁まで	対象廃棄物の処理完丁まで		原子が簡単及び生体譜へい	体解体徴去工事完了まで	各種屋及び構築物解体工事 着手宝で		
点検計画*1 頻度	1年に1回	1年に1回	年代  回	回(7歩1	1年に1回	1年に1回	1年に1回	(>)		点検計画*1 頻度	1年に1回	1年に1回	回12時1	回しまし		1年に1回	1年に1回	1年に1回	(>炎	
機能維持の方法	<b>ト観点検により機能を確認する</b>	<b>ト観点後により機能を確認する</b>	<b>ト観点検により機能を確認する</b>	<b>ト観点後により機能を確認する</b>	医隔燥作により機能を確認する	<b>Y観点検により機能を確認する</b>	<b>ト観点後により機能を確認する</b>	実施することが困難な場合は		機能維持の方法	編  点  検により機能を確認する	編点検により機能を確認する	網点検により機能を確認する	雑点検により機能を確認する	装置の運転状態の確認により機能 2.維持工る.	<b>医師操作により機能を確認する</b>	網点検により機能を確認する	<b> 組  兵検により機能を確認する</b>	実施することが困難な場合は	
報報		を	大学を受けるというできない。 大学を受けるというできない。 有意な措施がない。大概でものにと		・運爆操作が可能であること	・放射性物質が漏えいするような有意な 指傷がない状態であること ・放射機験型の防止に影響するような 有質な損傷がない状態であること	・生部維持施設に電源を供給できる状態であるに、 暴いなるに	:設置工事等により, 当該年度内に		塑型	*	・放射性物質が漏えいするような有意な 指摘がない状態であること ・放射線障争の防止に影響するような 有意な損傷がない状態であること	*	が射性物質が響えいするような有意な 損傷が火火機である。 ・ ・ ・ ・ ・	運転状態に異常がないこと	・遠隔操作が可能であること	・放射性物質が漏えいするような有策な 損傷がない状態であること ・放射線障響の防止に影響するような 有意な損傷がない状態であること	・生能維持施設に電源を供給できる状態であるよう	- 設置工事等により、当該年度内に	・セメント混練固化装置 詳細設計の反映に伴い記 載内容を変更する。ま た,要求される機能に固 化機能を追記する。
要求される機能	漏えい防止機能 運へい機能	漏えい防止機能 選へい機能	漏えい防止機能 遮へい機能	漏えい防止機能 選へい機能	被ばく低減機能	漏えい防止機能 遮へい機能	電源供給機能	大分運転停停止又行		財状される機能	漏えい防止機能 ごへい機能	漏えい防止機能 遮へい機能	漏えい防止機能 遮へい機能	潮えい坊止機能 遮へい機能	固化機能	被ばく低減機能	漏えい防止機能 速~い機能	電源供給機能	よる運転停止又信	・セメント混練固化装置 の固化機能に関する性能
設備, 維持台教, 位置, 構造等	域容安尼化処理装置 ·越教:式	レベル2用モルタル 光境固化装置・揺敷:一式	アペン1用廃棄体化処理・搬送装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	セメント語練国化装置 ・基数:一式	· 基数: 熟的切断装置又は機械 的切削装置 把持装置 把持装置 用上扩装置	解体用ブール・ ・ 諸教: 一式		に1回実施(ただし, 点検・補修等になる める お運用管理要質に基づき管理する 器類 器類		設備,維持台数,位置,構造等	陝答安定化処理装置 · 結教: 一式	レベル2用モルタル充填固化装置・基数:一式	アペン1用爆業体行処理・搬送装置・掲数:一式	セタント語練団化装置 ・基数・1第 で位置: 1974年 中部 東京 の開始 4、1974年 中部 1974年 日 19	1906/E	·基数: 票的均断装置又は機械 的切断装置 把持装置 吊上げ装置 吊上げ装置	降存用レード・地教:一代	子備電源装置 · 恭教: 一式	に1回実施(ただし、点検・補修等に かる に通用管理要領に基づき管理する 器類 器類	及び機能維持の方法を追記するとともに、漏えい 防止機能及び遮へい機能 に関する性能の記載方法 を変更する。
卷	1	ı	1	ı	ı	I	ı	5期とする1年の間 記を無要領に定え ましてがを料理場 まして放射・再期 まして放射・発射 まして放射・発射・選択・る放射・発射・選択・る放射・発射・選択・る放射・発射・選択・る放射・発射・選択・る かかり はんけい はんけい はんけい はんけい はんけい はんけい はんけい はんけい		各	I	I	I	ı		1	I	ı	期とする1年の間 設替理要商に定さ はおびる終了時期に 14、方数対験計道 14、方数対線計道 導入する設備	
能維持施設(11/11) 設備(建量)名	減容安定化処理装置	レベル2用モルタル充填 固化装置	レベル1用廃棄体化処理・搬送装置	セメント混練固化装置	日子石岳 标译图整体地	<b>脚</b>	予備電源装置	1年に1回:4月1日を始期とする1年の間に1回実施(たた***) (付随する機器を施設管理要領に定める***) 244年す。全部開西における後、1時間に選用を要要****3、第48条の測定に用いる放射線計測器類***4、第34条の測定に用いる放射線計測器類**5、廃止措置のために導入する設備**5、廃止措置のために導入する設備***。	づく性能維持施設(11/11)	設備(建屋):	減容安定化処理装置	レベル2用モルタル充填 固化装置	レベル1用廃業体化処理・搬送装置	セメント鴻練国化装置		原子左領域遠隔解体装	电	予備電源装置	1年に1回:4月1日を始期とする1年の開に1回実施(ただ*1:付随する機器を施設管理要領に定める*2・維存すべき期間における終了時期に運用管理要領1*4・第24条の選に用いる放射線計測器類*4・第34条の測定に用いる放射線計測器類*5・廃止措置のために導入する設備*5・廃止措置のために導入する設備	
廃止指置計画に基づく性能維持施設(11/11) 分 数備等の区分 数備(種)				ı					廃止措置計画に基づく性行	設備等の区分				1						
別表第4 廃止推 施設区分				專ら廃止措置に必要な主要装置*5					別表第4 廃止措	插毂区分				專心廃止措置に必要な主要裝置*6						

注)改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。